

新入学期の交通事故防止推進期間

令和5年4月6日(木)から4月15日(土)までの10日間

スローガン

「あげた手は いのちをしらせる 警報機」

推進重点

- ① 運転者の歩行者保護意識の醸成と道路横断者の交通マナーの向上
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



令和4年度岩手県交通安全ポスターコンクール小学校低学年の部【最優秀賞】北上市立黒沢尻北小学校3年(入賞当時)太田海さんの作品

岩手県交通安全対策協議会

【推進期間の趣旨】新入学児童等に対する交通ルールの理解と交通マナーの習慣付けを図るとともに、運転者等に対し新入学児童等の保護意識を醸成することにより、子どもの交通事故防止を図ります。

① 運転者の歩行者保護意識の醸成と道路横断者の交通マナーの向上



運転者と歩行者の双方による「ハンド・コミュニケーション」で安全に横断できることを確認しましょう。

《運転者の皆さん》

横断歩道は、歩行者が優先であることを自覚し、横断しようとしている歩行者がいる場合は必ず一時停止し、歩行者を先に通行させましょう。また、スクールゾーン等を通行するときは速度を十分に落として歩行者や自転車の安全を確保しましょう。

《歩行者の皆さん》

道路を通行する者の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーの向上が必要であることを再認識しましょう。また、道路横断の際は横断歩道を渡り、近くに横断歩道がない場合には、明るい場所や見通しの良い安全な場所を選び、「止まる-見る-待つ」の交通安全行動を徹底しましょう。

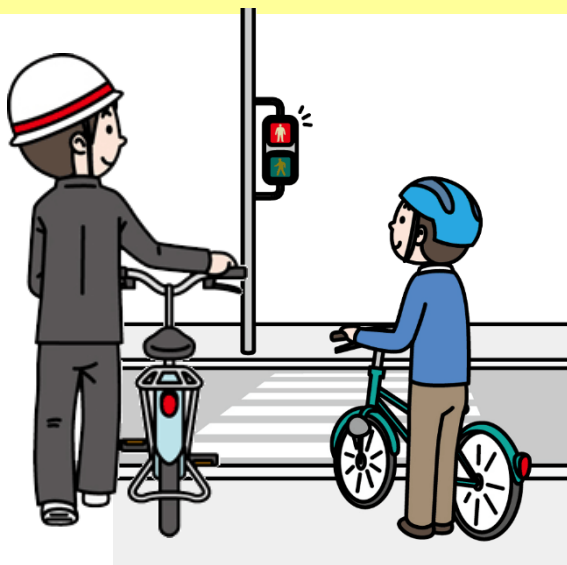
② 自転車の安全利用の推進

《自転車利用の皆さん》

自転車も車両であることを再確認の上、道路を通行するときは「自転車安全利用五則」を実践しましょう。また、日頃からの適切な点検・整備と、万が一事故に遭った場合に備えて、自転車損害賠償責任保険等の加入に努めましょう。

【自転車安全利用五則】

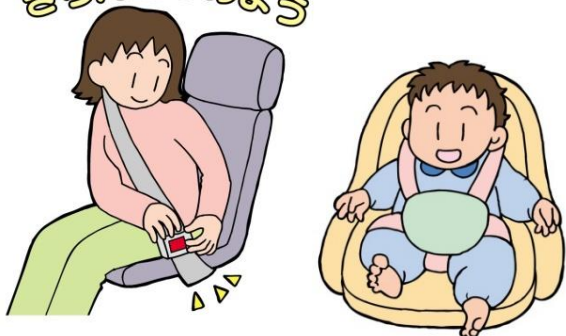
- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



令和5年4月1日から自転車利用者全世代に対してヘルメットの着用が努力義務となりました。

③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

きちんとしめよう



《運転者の皆さん》

同乗者の安全を守る責任があることを自覚し、シートベルトを自ら正しく着用するとともに、全ての同乗者にシートベルト・チャイルドシートを正しく着用させましょう。

《同乗者の皆さん》

全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用の必要性和効果を認識し、後部座席においても正しく着用しましょう。